

教育法規

令和元年11月6日

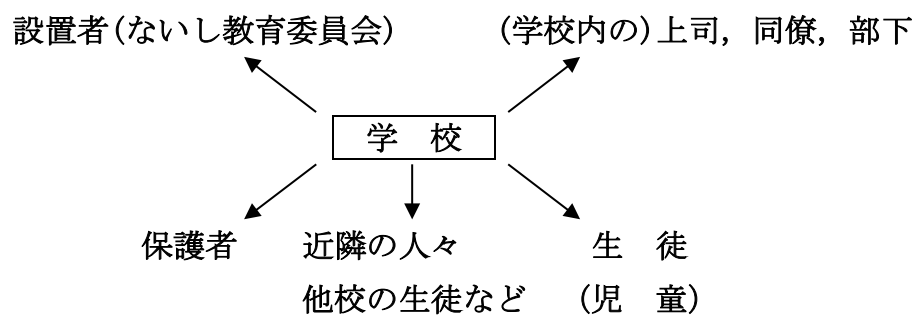
弁護士 清水 幹 裕

TEL 03-3359-3300

FAX 03-3359-3303

I. 学校ではどのような法律問題が起きうるか

学校をとりまく人的要素



◦設置者（ないし教育委員会）との関係

教員の勤務条件—地方公務員法，地教行法，条例，服務規律（分限，懲戒）

教員の働き方改革（長時間勤務の是正—究極の目的は教育の質の向上）

◦学校内の関係

ハラスメントのない職場環境（上司の職務命令権限との境界，セクハラのとらえ方）

◦保護者との関係

無関心な人



一見良識的だが実は不正確な知識を述べる人



モンスター（またはヘリコプター）ペアレンツ

◦児童・生徒との関係

イ. 学校事故

ロ. 不登校

ハ. 校則（特に中，高）

ニ. 個人情報管理

ホ. いじめ

ヘ. 体罰

- ト. 各種の費用未払と子供への対応 (e x. 入学金の不払いと入学式への不参加)
 - チ. 学校内犯罪と教師の指導権限
- などが問題として考えられる。

判例中心の検討で注意すべきこと

| | | | |
|---|---------|---|-----|
| 合 | 法 | 違 | 法 |
| 妥 | 当 (適 当) | 不 | 適 当 |

↑
違法とまではいえないが不適當といえる部分

判例は上の部分を判断し、学校では下の部分が要求される。従って判例の結論は重視しなければならないが常に「自分だったらどうする」という観点を持つことが必要。

II. 学校事故と法律

イ. 学校事故 (学校教育に直接ないし間接的にかかわっての児童・生徒・学生を被害者とする事故) は数の上でもまた裁判になるケースも最近急増している。

なお、学校は教育活動に関連する特定の生活領域における安全配慮義務を負っているにすぎないので、通園・通学時は特別の事情 (例えば引率・誘導をしていた、通学路に危険な箇所があった、危険に関する情報が寄せられていたのに何らの措置をとらなかった) のない限り責任を負わない (児童、生徒自身によって、また親権者等保護者の責任によるのが原則)。

ロ. 学校事故の特色 (法的に重要なこと)

(イ) 教師の教育専門的活動との関わりにおいて生じたものであること — プロの責任は重い。

(ロ) 学校設置者に課された教育の「条件整備」との関わりの中で生じてくるものであること
— 大阪教育大附属池田小学校の例。

(ハ) 生徒にとって事実上逃れがたい日常生活的な学校活動 — 学校行事やクラブ活動なども含まれ多様で広範囲 — において生じたものであること。

(ニ) 学校という恒常的集団生活を営んでいる発達成長段階にある生徒に対し生じたものであること。
従って、生徒の能力に応じて教師の責任も異なる。

以上のような特色を十分に考慮して、責任法理が形成されていく点が重要である。

ハ. 公立学校における事故に適用される法律

国家賠償法

§ 1 (1) 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

(2) 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体はその公務員に対して求償権を有する。

§ 2 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために、他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

㊦ 「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれる

— 最判 S 6 2 . 2 . 6

㊦ 公務員個人は、被害者に対し責任を負わない。

ニ. 学校事故における過失

生徒は、いわば強制的に授業を受けることになるので、これを実施する教師等は、生徒の身に生じうる危険を予見し、これを回避するため適切な措置をとるべき注意義務（安全配慮義務）を負う。

これは次の3段階に分けることが出来る。

(1) 事前注意義務

授業計画の策定に当たっての安全確保（無理な日程ではないか。遠足の現場の安全性を調査したか。etc.）、教場の安全確保（条件整備）。

生徒の身体的状況や能力の把握、事前の説明等の義務。

(2) 指導監督上の注意義務

授業実施に際しての説明・注意義務、立会・監督義務、個別指導義務等。

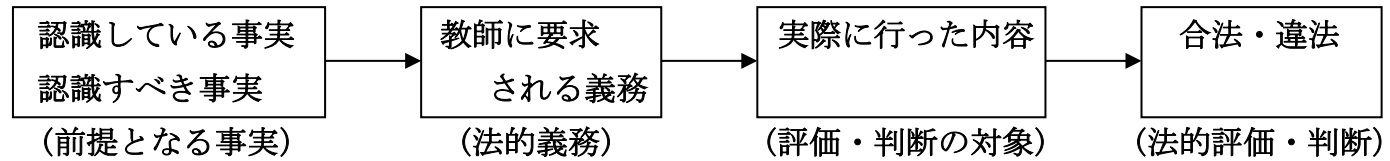
(3) 事後措置義務

事故が生じた場合の応急処置、医師の診断を仰ぐ義務、保護者（生徒の状況を把握しているので、通知することにより、より適切な措置をとりうることもあるし、また、事故があったことを知っていれば、生徒（子供）の動静に注意することが出来る。）に対し事故状況を通知する義務。

正課授業に関する判例は、理科の実験と体育授業に関するものが圧倒的に多い。体育授業では、その指導する種目と程度が生徒の能力との相関関係において適切なものであることがまず重要。

ホ. 教育活動中の事故

安全配慮義務に関する裁判所の判断過程



(イ) 理科・実験中の事故

○ 自らが実験に参加することが求められる。

○ 熊本地判 平成2年11月9日 (判例時報1377号・113頁)

小6が理科の授業で気化したアルコールに点火する実験をしていて火傷を負った事故につき、担当教師には「メチルアルコールは引火しやすく突沸の危険もあるのであるから、その取扱いには細心の注意を払う必要があり、また生徒が取扱う場合も常時監督し、安全が確保できるよう指導する義務があったにも拘わらず、これを怠り、実験に使用する湯を取りに行くため理科室を離れ、その間生徒に実験を継続させ試験管を傾けて実験しているのを止めさせなかった過失があった。

授業で実験を行う際、その実験は生徒にとって初めてである場合が通常である。実験前にその危険性や手順など十分に説明した後であっても、特に小中学生にあっては、実験中教えられた通り実験を行えなかったり、不適切な方法で実験を行う者がいることは予想される。

㊿ 担当教師は生徒による実験前に模擬実験を示し、実験の順序、危険性を十分指導し、炎のついた試験管を真っ直ぐ立て、顔を試験管に近づけすぎないように注意していたのである。それにも関わらず指導に従わず試験管が斜めにされ、その口が被害生徒の方向に向けられており、アルコールが突沸し、炎が被害生徒のセーターに燃え移ったため事故が発生した。

演習問題

○ この裁判所の判断過程を上記の4つのカッコに入れて下さい。

○ 教師の指導が「合法」となるためにはどうしたらよいか考えて下さい。

○ 長崎地裁 昭和58年1月21日 (判例時報1075号146頁)

県立高校2年生の生徒が体育正課のラグビーの試合中に相手方のひざに頭部を激突し重傷を負った事故につき、教師に過失なしとした。

(a) 基礎的なパス練習を経てタックルに代わるタッチ、ホールドの練習をなし、その後はスマザータックル、サイドタックル、後方タックル等についての基本的な注意事項を説明し、段階的に静止状態から徐々にスピードを出した動的な練習を反復させたうえで、これらが修得できたことを確認した後に簡易ゲームを行っている。

(b) 被害生徒はラグビー部に所属し、簡易ゲームを行いうる能力は十分あった。

(c) 被害生徒は教師の指導に従わない方法でタックルを行っているが、そのようなことまでは考慮に入れる義務は教師にはない。

(ロ) 体育授業中の事故

a. 授業計画の策定について

ある種目を授業に取り入れたこと自体の当否については学習指導要領を基準とすることが多い。すなわち、その種目が学習指導要領に準拠して授業に取り入れられた場合には、策定計画に安全義務違反はなかったとされる。

b. 健康状態把握義務

授業開始前に生徒の体調を調査し、体調の悪い生徒にはその旨申し出させるとか、家庭との連絡を密にするとか、病弱者・異常体質者には個別に体調を問うとかする必要がある。

㊦ 生徒の年齢が低い場合（一応の標準としては小4以下）には、“体調の悪い者は申し出よ”と注意しても安全義務を尽くしたことにはならないとされる。

また、申し出るのを妨げるような雰囲気があったり、そのために不利益を受けることがあってはならない。

部活についてであるが、新入部員の場合には体力や技量が出来ていないおそれがあり、退部したいなど特別の事情を抱えている者については特に注意して監視する義務がある。

c. 生徒の能力把握義務・それに応じた指導義務

生徒の能力・技能を十分に確認せず、個別的・段階的な指導もしないまま生徒に危険な実技をさせれば、過失がある。

o 名古屋地裁 平成21年12月25日（判例タイムズ1333号141頁）

公立小学校における組み立て体操の練習中に小6の男子児童Xが4段ピラミッドの最上位から落下して傷害を負った事故。

（学校に過失があるとしたが、そう結論するまでの理論は次のとおり）

4段ピラミッドは、最上位の児童が、2m以上の高い位置で立ち上がる動作を行い、かつ安定するか否かは3段目以下の児童の状況にかかってくるもので、落下する危険性を有する技であるから「それを指導する教員は、最上位の児童が不安定な状態になり、児童自ら危険を回避する措置をとることができないまま、落下する事態は認識でき」、また、本件事故の以前に最上位の児童が落下する事故が生じていたのだから教員には次のような措置をとって児童の安全を守る義務（安全配慮義務）がある。

① 3段目以下の児童が不安定な状況で、Xを立ち上がらせないように4段ピラミッドの状況を十分把握して合図を出すべき注意義務

②仮に3段目以下の児童が不安定な状況で合図が出されてしまった場合であっても、4段ピラミッドの近くに教員を配置して4段ピラミッドの状況に応じ、3段目以下の児童が不安定な場合には、その段階で組立てを止めるよう指示すべき注意義務

③Xが自ら落下を回避することができずに落下する事態に備えて、補助する教員を配置するなどしてXを危険から回避・軽減させる注意義務

(本件では②③の注意義務を欠いたとされた)

なお、次の判示も極めて重要である。

小学校の正規の授業は、児童が担当教員の管理下にあつてその指導に服し、担当教員の指示等を信頼して行動する関係にあり、担当教員の側も心身ともに未発達な児童を指導するのであるから、4段ピラミッドのような元々事故の危険を内在する技を行わせる場合には、児童に不注意や能力不足があることを考慮に入れて安全な指導、監督ないし補助を行うべきであつて、児童が故意に指示に違反した等特段の事情があればともかく、児童に通常的不注意や能力不足があつたからといって、被害者の過失と評価することはできない。

・浦和地裁 平成2年6月29日

昭和58年3月11日A小学校6年1組の児童約40名が視聴覚室に集まり、K先生指導の下に半数ずつ交代で横282cm、縦133cm、厚さ5cmの木枠にはめ込まれた彫刻板に整然とした雰囲気、名前を彫ったりしていた。BはCに貸していた彫刻刀を返してもらおうとし、拒否されたと誤解して彫刻刀をつかんで強く引っ張った。Cが簡単に手を放したため、勢い余って、たまたま顔を上げたX子の顔に彫刻刀が当たってしまった。

A小では4年生から6年生までの3年間、彫刻刀を使用する授業が行われており、学年主任やクラス担任からも、その使用上の安全指導が繰り返されていた。彫刻刀の貸し借りは、原則として禁じられていたが、普段の授業では貸し借りがなかったため、この事件のときにはK先生はその貸し借りについては特別の注意を与えず、児童間の貸し借りを事実上黙認していた(これが過失だというのがX側の主張)。

《過失なし》

一般的に6年生になれば相当の自律能力及び是非善悪の判断能力を備えており、本件の児童らも3年間の安全指導を受けており、彫刻刀の取り扱い方や危険性を十分理解していたはずである。そうした中で、彫刻刀の貸し借りの中で事故が発生するということを具体的に予見することは困難であり、K先生が彫刻刀の貸し借りについて特別の具体的な措置を採らなかったからといって、これが過失であるとはいえない。

このように過失を認定するには予見可能性（事故の発生することを事前に予測し得たこと。もし予測し得なければ防止策をとる事はあり得ず、過失も認定出来ない）が必要とされるので、どのような場合に予見可能といえるかが大きな問題となる。

- ① 自分が直接経験したり、身近なところで起きた
- ② 大きな事故として報道された
- ③ 一般書、（教師用の）指導書に書いてある

場合は予見できる類型とされるが、

- ④ 専門書に書いてあるなど、①～③に該当しない場合がどうか議論されるが、これについて注目される判断がなされている（大川小学校事件、ユース・サッカー事件）。

d. 応急措置義務

事故発生後に担当教師がとるべき応急措置の内容は、事故の態様により様々であるが、教師は医学の専門家ではないので、教師に要求される応急措置はあくまで教育の専門家としての知識・技術を前提としたそれであって養護教諭や医師に要求されるような高度なものではない。

e. 保護者に対する報告義務

- o 最判 昭和62年2月13日（民集41. 1. 95）（湯河原小サッカー事件）

Xは、小6の体育の授業としてサッカーの試合中、至近距離から蹴られたボールで顔面右眼部を強打されるという事故に遭い、一旦はその場にしゃがみこんだが、間もなく立ち上がり担当のA教諭の質問に対しては、大丈夫である旨答えて最後まで試合を続け、試合終了後及び次の授業開始時にもAの質問に対し同様に答えていた。

Xには出血、眼の充血等外観上の異常は見られなかった。そのためAはXの保護者に対して事故の報告をしなかった。Xはその後卒業まで休まず登校したが、その間特段の異常を訴えず、またXの行動、態度等にも異常は見られなかった。

しかし、Xは実際には試合の終わった頃から、時折右眼に稲妻が走るのに似た感覚を覚えるようになり、1カ月後には右眼の焦点がぼやけ、対象を明確にとらえることの出来ない状態に陥っていたが、サッカーをして負傷したことが保護者に知れば、サッカーの選手になる希望を阻止されてしまうことにもなりかねないので、自然に治癒することを期待して保護者にもAにも異常を訴えようとはしなかった。そして、事故後1年余り後に外傷性網膜剥離により失明した。

Aの保護者への報告義務が問題とされた。

（一般論として）教師の保護者に対する報告義務の有無は「事故の種類・態様・予想される障害の種類・程度、事故後における児童の行動・態度、児童の年齢・判断能力等の諸事情を総合して判断すべきである」とされている。

演習問題

・皆さんが裁判官なら，どういう判断をしますか。理由をつけて考えて下さい。

へ. 学校生活中の生徒間事故

○ 仙台地裁 平成20年7月31日（判例タイムズ1302号253頁）

中学1年の生徒が，始業前に教室で他の生徒に対し，箒を投げつけ右眼を損傷させた事故
—（学校に責任あり）

（A）関係者

X ……被害を受けた生徒（中学1年生男子生徒）

Y₁ ……加害生徒（中学1年生男子生徒）

a. 小学生の頃から幼稚な悪口を言うことがあり，中学生になってからもふざけた態度や幼稚な言動をすることがあった。入学して1ヶ月位経過した頃から，周囲の気をひいて仲間に入れてもらおうとし，休み時間になると同じクラスの他の生徒に対し「ばか」「ぶす」などの悪口を言ったり，男子生徒に対しては軽くお腹を殴ったり足を蹴ったりし，女子生徒に対しては髪を引っばるなどのちょっかいを出すようになった。しかし，物を投げたり掃除の時以外に箒を持ち出すことはなく，ちょっかいの内容も相手に怪我をさせる程のものではなく，周囲の生徒が危険性を感じることはなかった。

ことにXに対しては，頻繁にちょっかいを出し，頭を叩いたり脇腹の辺りを回し蹴りしたりするなどやや攻撃的なものであったが，XはY₁からの行為を手で払いのけたり無視したりするように対応しており，Y₁のからかいが度を越したときにやり返す程度であった。Y₁のからかいが原因となって，XとY₁がけんかをしたことはなかった。

b. 授業中に，教員に向かって野次を飛ばしたり，茶々を入れたり，CMソングを大きな声で歌ったり，居眠りしたりするなどして授業を妨害し教員から歌うのを止めるように注意されても歌い続けるなど，妨害行為を通して教員達のリアクションを楽しんでいた。ことに，A講師による授業のときの妨害が激しく，本件事故が起きる前には，同講師がその妨害のために授業中怒ったり，泣いて教室から出て行ったりして授業が中断したこともあった。

c. 本件事故の前，上靴のかかとを踏んで歩いたり，ズボンを腰まで下げて履くいわゆる 腰パンの状態であったり，ワイシャツの第一ボタンや第二ボタンを開けてネクタイをとめたりするなどの格好をしていた。

上級生の中でも，素行のよくない10人ぐらいと午後7時ないし8時頃まで公園やゲームセンターにたむろして遊ぶなどのつき合いがあった。

d. Y₁は，他の友人と意見が食い違ったときには，本気で殴りあったりするけんかをしたこともあった。

以上のことから裁判所は、

Y₁は、事故当時、中学1年生とはいっても精神的に幼い部分が残っており、意思が弱くその場の雰囲気流され易い性格であり、クラスの中で浮いた存在となっていたことも原因となって、授業中に教員による授業の進行を妨害したり、休憩時間中に悪ふざけをして他の生徒の気をひこうとしたり、素行の良くない上級生と付き合っ夜遅く公園やゲームセンターで遊んだり行動に及んでいたものと考えられ、悪ふざけをする際には、度を越し易く抑制がきかない危険性を内包している。

と認定している。

Y₂ (担任) やその他の教員

- a. 学校には、生徒指導主事が置かれている他、学年会、職員会議、生徒指導委員会、生徒指導問題対策委員会において、生徒指導に関する問題を扱っていたが、Y₁に関して特に話題にしたことはなかった。
- b. Y₁に対しては、学年主任が、服装について「ちゃんと服着ろよ。」と注意し、授業中の私語について2、3回呼び出して注意していたことはあったが、Y₁が騒いでもそれを止めさせたり教室から出て行くように注意する教員はおらず、教員の中にはY₁の機嫌をとるようにして授業を妨害されないようにしていた者もいた。

以上のことから、

学校の教員は、Y₁を甘えん坊で目立ちたがり屋であって、比較的幼い生徒として認識していたが、それ以上に問題のある生徒としては把握しておらず、Y₁に対する指導状況もY₁を見かけたときに注意し、たまに呼び出して授業中の態度について指導する程度であって、Y₁の保護者に対しては、Y₁の生活状況に対する注意を喚起させ、家庭内での指導を求めるまでの必要はないと判断していた。

と認定している。

(B) 本件事故

- a. 当日(平成14年12月20日)は第2学期の終業日であり、業務員が午前7時30分までに出勤して学校の門を開け、しばらくしてXが登校し教室で他の生徒といるときに、Y₁が登校して来て体を寄せる形で「でぶ」などの悪口を言ったり、Xの足を蹴ったりした。Xは、これを嫌がってY₁の事を押し返した。
- b. Y₁は、更に体をXに寄せて拳でXの腹部を殴ってきた。XはY₁に対し「やめろ。」と言ったが、なおもY₁がちょっかいを出してくるのでY₁の体を押し返して、右足を使ってY₁の足を蹴った。
- c. Y₁は、Xから足を蹴られ普段以上に抵抗するXの姿勢にやや驚いたが、ちょっかいを出し続け、ロッカーから取り出した2本の座敷箒の柄を使って、Xの脇腹や腰辺りを数回突いた。
- d. Xは、Y₁が突いてきた箒の1本を取り上げたが積極的反撃に出なかったところ、Y₁は残ったもう1本の箒をXに投げつけ、それがXの眼に当たった。

(C) 裁判所は、学校の過失を認めた。その内容は次のとおり。

- a. 本件事故は、午前7時42分ころに発生した。学校の門は7時30分までには開けられ、それ以後は生徒が登校することは可能となるのであるから、本件事故は、学校教育活動と質的、時間的に密接な関係を有する学校生活関係の中で生じたものといえる。
- b. 一般的に中学1年生といっても、精神面での発達において、小学生の域にとどまるいわば小学7年生ともいえるような行動に走ることがあることは社会通念上否定できず、Y1の性格に内包されていた危険性やその発現としての授業妨害なども、教員としては通常想定すべき範囲内のものであったということができ、教員としては、Y1に対しては、他の生徒の生命、身体などに危害が生じないようにするために常日頃から、Y1の動静に注意を払い、授業妨害などの行為を見かけたときには、その都度Y1に注意を与えて、教室、学校あるいは社会内で生活するために守ることの必要なルールを教え、ルールを逸脱しないような生活を送ることの重要性を認識させて、Y1自身の自己抑制力を高めるべく指導する義務を負っていたというべきである。
- c. そして、学級担任や学年主任が指導を行ってもなおY1の生活態度などに改善がみられない場合には、さらに学校の教員全体で指導にあたる体制を構築し、またY1の親権者に対してもY1に対する指導などの協力を求めるべきであり、具体的には、職員会議や生活指導委員会において議題として提示し、学校の教員間で情報を共有し、保護者に対しては、Y1へ指導するつどその内容を連絡して学校での生活状況を伝え、保護者による指導を求めるべき義務を負っていたというべきである。
- d. しかし学級担任や学年主任は、Y1を若い生徒であると認識していたにすぎず、Y1に対しては同人を見かけたときに注意し、時折呼び出して授業中の態度について指導する程度であったというのであり、Y1の自己抑制力を高めるべき適切な指導を行っていたということはできない。
また、学級担任や学年主任の指導がなされても、Y1の生活態度に改善がみられなかったにかかわらず、Y1に対する指導体制は専ら学級担任と学年主任レベルでの対応にとどまっており、学校全体としてY1に対する指導に取り組んでいたとはいえない。

(D) 結論

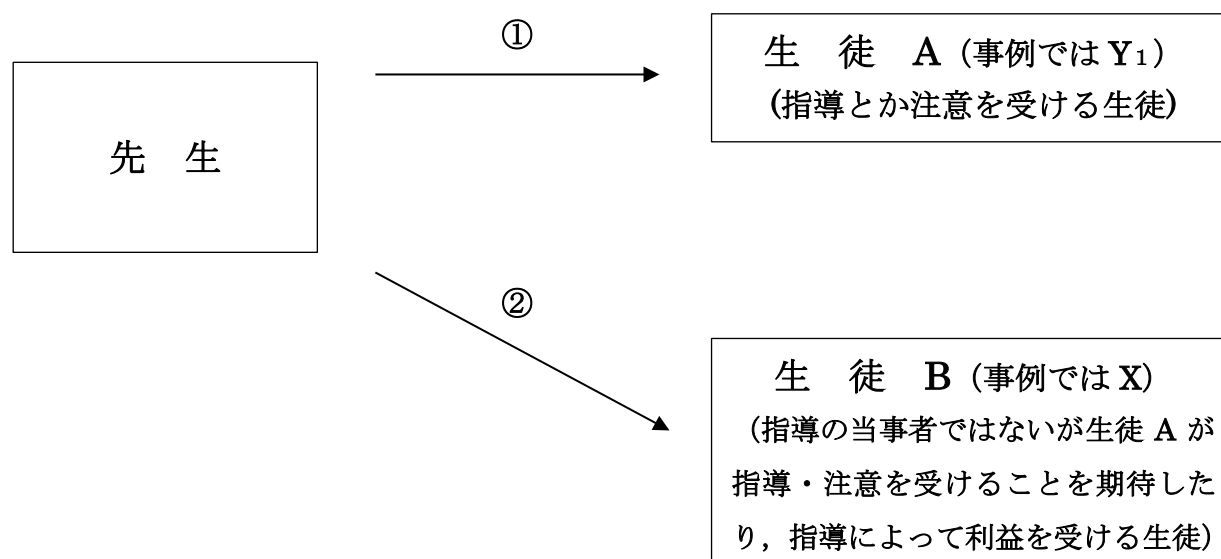
学校とY1の両親の過失を認め、視力低下(0.05)等を理由に約3800万円の損害賠償義務があるとした。

(解説)

本件はいわゆる問題を抱えた児童・生徒の扱い方(評価ないし指導の仕方)について学校と裁判所の見解が大きく違った点が注目される。

- ・学校が比較的簡単に考えた理由は何か
- ・裁判所が重大に考えた理由は何か

[もう一歩前へ]



これまでは直接の当事者である①の関係のみが問題とされ、Aの利益を守るため、注意・指導は可能な限り抑制して行うべきであるとの考え方が強調された（「過剰禁止」という考え）。

しかし、最近のようにいじめ・悪ふざけが多発し、生命・身体の安全が問題となってくると、この面に関する指導では②の関係（注意・指導の直接の当事者ではない生徒Bの期待・利益）も考慮すべきであり、①の関係のみ考慮して指導に消極的になってしまい、Bの期待や利益を損なうことのないようにすべきであるという考え（「過少禁止」という考え）が有力になるとと思われる（指導を直接の当事者でないBも含めて三面関係において考える）

ト．校内学校行事（体育祭，運動会，文化祭など）中の事故

体育祭，文化祭中の事故については，いずれも正課授業中と同様の注意義務が教師に認められており，両者間の差異はない。

チ．校外学校行事（遠足，マラソン大会，修学旅行，臨海学校，林間学校など）中の事故

校外学校行事は学校が管理・支配していない場所で実施されること，開放感にかられた行動に出る児童・生徒もいることが，正課授業や校内学校行事と特に異なっている点である。従って，校内活動の場合よりも不測の事態が生じる可能性が高いといえ，その分，安全確保義務としては事前の調査，指導，計画立案，活動中の監視・注意が重要になる。

リ．課外クラブ活動に伴う事故

課外のクラブ活動でも部は学校内につくられ，学校の承認の下に活動し，部の顧問は当該学校の教師があてられている。従って，そこでの教師の指導管理は学校教育活動として位置づけられており，児童に対する安全義務も負うとされている（最判等全ての判例）。

・最高裁 平成18年3月13日（判例時報1929号41頁）—荒天の下での屋外活動—（平成9年なみはや国体サッカー競技開催記念 ユース・サッカー・サマー・フェスティバル事件）

事故当日、午後2時前に雷雲が現れ小雨が降りだし、時々遠雷が聞こえるようになった。午後3時ごろには雨雲が立ち込めて暗くなり、豪雨が降り、午後3時15分雷注意報が発令された。午後4時30分ごろには雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、南西上空には黒く固まった暗雲が立ち込め、大きな音ではないが雷鳴が聞こえ、雲の中で放電するのが見られた。

このような状況の中で、高校の課外クラブ活動としてのサッカーの試合が4時30分ごろ開始されたが、開始後まもなく生徒の1人に落雷。生徒は一命をとりとめたものの、視力と両手両足の自由を失う後遺障害を負った。

<原審（高松高裁）>

自然科学的な見地からいえば、本件落雷事故発生当時の状況においては、引率教諭は、落雷の予兆があるものとして試合を直ちに中止させて、サッカー部員を安全な空間に避難させるべきであったということになるが、社会通念上、遠雷が聞こえていることなどから直ちに一切の社会的な活動を中止又は中断すべきことが当然に要請されているとはいえない。またスポーツ指導者においても、雨がやみ空が明るくなり雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったと考えられる。引率教諭において落雷の事故発生を予見することが可能であったといえず、これを予見すべきであったともいえない。

<最高裁>

落雷による死亡事故は決して稀なこととは言えず、また、落雷事故予防に関し、多くの文献に運動場において雷鳴が聞こえるときには、遠くても直ちに屋内に避難すべきであるとの記載があるから、生徒を保護すべき注意義務を負う教師としては、落雷事故を予防するための知見としてこれらのことを身につけておくべきであった。本件事故当時の状況から、落雷事故発生の危険を予見することが可能であった。また予見できなかつたとすれば予見すべき注意義務を怠ったというべきである。

<解説>

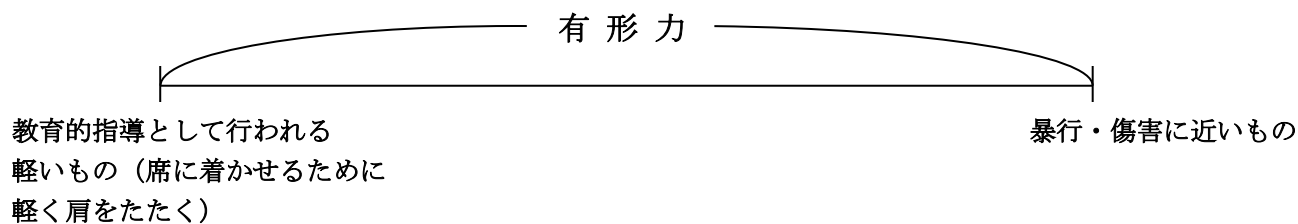
落雷事故も天災と位置付けられており、本件のようなケースで落雷に関する知見が常識的なものかどうかについて感覚的には意見が分かれると思うが、落雷事故が決して珍しいものではないこと、被害の多くが死亡又は重体という重大なものであること、雷鳴や雷光という分かり易い徴候があること、屋内に退避することで簡単に逃れることができること、などを踏まえて、引率教諭においては本件落雷事故発生を予見すべきであったと最高裁は判断したと思われる。但し、この判決の「平均的なスポーツの指導者の認識ではならず、当時の文献における科学的知見に反しない程度でなければならぬ」と判示している部分については大学教員など自然科学の専門家であればともかく、初等中等教育の一般教員に対しここまで要求するのは厳しすぎるとの批判が強い。

Ⅲ. 生徒指導に関するいくつかの法律問題

第1. 体罰について

問題点

全ての有形力の行使が体罰か ―― 体罰とは何か



(イ) 行政解釈

- ・ 学校教育法にいう「体罰」に関する行政解釈として

平成19年2月5日 文部科学省初中局長通知

問題を起こす児童生徒に毅然とした指導をするよう学校現場に要請をするに際し、懲戒及び体罰に関する解釈運用の指針を発した。（「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」）

「学校教育法 § 11 ただし書きにいう体罰は、いかなる場合にも行ってはならない。教員が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当るかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごと判断する必要がある。個々の懲戒が体罰に当るか否かは、単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるものではない。」「児童生徒に対する有形力の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではない。」

という記載を盛り込み、教員の児童生徒に対する有形力の行使が許容される余地がある旨の見解を明示している。

(ロ) 判例

生徒の頭部を殴打するという行為は身体に対する有形力の行使であるが、これが学校教育法で禁止される体罰にあたるかどうか鋭い見解の対立がある。

(1) 有形力の行使は、一切許されないという流れ

- ・ 大阪高裁 昭和30年5月16日
- ・ 最高裁 昭和33年4月3日（大阪高裁の上告審）

（教師が小学生の頭をこぶしで1回殴ったが、傷害の結果を生ずる意思もなく、またそのような程度でもなかったため、暴行罪になるかどうか問題となった事例）

「殴打の動機が子女に対する愛情に基づくとか、教育上の必要があるとか、またそれが全国的に現に広く行なわれている一例にすぎないということは暴行罪に該当しないとする理由にはならない。」

「主として親という血縁に基づいて教育のほか、監護の権利と義務がある親権の場合と教育の場をつながるに過ぎない本件の場合とは、本質的に差異がある。」

(2) 一定の場合には有形力の行使も許されるという流れ

・ 浦和地裁 昭和60年2月22日（大宮市立中出席簿殴打事件）

・ 東京高裁 昭和56年4月 1日（水戸五中事件）

いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとするは、本来学校教育法の予想するところではないといわなければならない。

しかし、浦和の事例（授業中席を離れた生徒の頭を重さ約282gのボール紙製の出席簿でさほど強くなく叩いた。）東高の事例（中学校の教師がふざけた態度をとった中2の男子生徒に対し、落ち着いた態度を身につけさせるため、教育上生活指導の一環として前頭部付近を軽く平手で1回押すように叩いたほか、右手の拳を軽く握り、手の甲を上にし、若しくは小指側を下にして、自分の肩あたりまで水平に上げ、そのまま拳を握り下ろして頭部をこつこつと数回叩いた。）ともに、有形力の行使としては極めて軽微なものである。

（なお、この東京高裁の判断は、文部科学省の上記通知のよりどころとなり引用されている。）

(3) 最高裁 平成21年4月28日（判例タイムズ1299号124頁）

〈事実〉

(イ) Xは、平成14年11月当時、本件小学校の2年生の男子であり、身長は約130cmであった。

Cは、その当時、本件小学校の教員として3年3組の担任を務めており、身長は約167cmであった。Cは、Xとは面識がなかった。

(ロ) Cは、同月26日の1時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる3年生の男子をしゃがんでなだめていた。

(ハ) 同所を通り掛かったXは、Cの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。Cが離れるように言っても、Xは肩をもむのをやめなかったため、Cは、上半身をひねり、右手でXを振りほどいた。

(ニ) そこに、6年生の女子数人が通り掛かったところ、Xは、同級生の男子1名と共にじゃれつくように同人らを蹴り始めた。Cは、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。

(ホ) その後、Cが職員室へ向かおうとしたところ、Xは、後ろからCのでん部付近を2回蹴って逃げ出した。

(ヘ) Cは、これに立腹してXを追い掛けて捕まえ、Xの洋服の胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った（以下、この行為を「本件行為」という。）。

(ト) Xは、同日午後10時ころ、自宅で大声で泣き始め、母親に対し、「眼鏡の先生から暴力をされた。」と訴えた。

(チ) その後、Xには、夜中に泣き叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、通学にも支障を生ずるようになったが、病院に通院して治療を受けるなどした結果、これらの症状はその後徐々に回復し、Xは、元気に学校生活を送り、家でも問題なく過ごすようになった。

(リ) その間、Xの母親は、長期間にわたって、本件小学校の関係者等に対しCの本件行為について極めて激しい抗議行動を続けた。具体的には①小学校に電話をかけたり来校したりして、校長や教頭に対して「Xは成長過程の重要な時期にあるのに、Cに恐怖心を植え付けられて心に傷を負った。これが将来に影響すればどうするのか」「Cを教育委員会に突き出すべきである」などの抗議をして文書での回答を要求し、この件が解決するまでCをXに近付けないことを要望し、②全校集会等があるときにはCと会わせないようにXを欠席させ、③C方を訪れ、C本人が不在でその母親が対応したC方に約3時間滞在し、④教育委員会に来庁して抗議し、⑤Cを刑事告訴することなどであった。

この事実の下で、Xは約350万円の損害賠償を求めた。

第一審（熊本地裁）は、本件行為は体罰に当たるとして約65万円の賠償を命じた。

控訴審（福岡高裁）は、約21万円に減額はしたが本件行為は体罰に当たるとした。

胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしばみられる不穏当な行為であり、Xを捕まえるのであれば、手をつかむなどより穏当な方法があったことを理由とする。

〈上告審（最高裁）の判断〉

Cの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るというXの一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないようにXを指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてXに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである（この意味は「本件有形力の行使の部分（Xの胸元をつかんで壁に押し当てた部分）はそれ自体が懲戒行為であるというよりむしろ悪ふざけをしたXを指導するために逃げるXを捕まえてその場に留める目的でされたものである」又は「Cは、女子らを蹴ってCから注意された直後に背後からCを2回蹴るというXの悪質な行為をそのまま見過ごすことには教育上問題があり、その場できちんと叱る必要があると考えて、教育上の生活指導の一環として行った行為である」ということである）。

Cは、自分自身もXによる悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Cのした本件行為に違法性は認められない。

〈注〉

今後具体的事例の集積により裁判所の考えが形成されるが、当然のことながら「最高裁によれば胸元をつかんでも体罰にならない」などと一般化して考えることは、絶対にしてはならない。

第2. いじめと学校の責任

「いじめ」については法律上の定義のない状態が長く続いたが「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）により「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等

と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義された。

（注）①学校とは小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

②児童等とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。

文科省によれば

1. 個々の行為が同法にいう「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

2. いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々ある事を踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

3. いじめの認知は特定の教職員のみによるのではなく、第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

とされている。

◎本法の内容・趣旨をきわめて実践的な見地からみれば、これまでの裁判例においていじめについて学校の責任が認められた多くのケースが

1. 担任等がいじめを発見したがその場限りのものであると判断して継続的な注意を怠った場合

2. 担任と学年主任等一部の教師だけで対応し、学校全体で情報を共有し総合的、計画的、継続的な対応を怠った場合

であったことを考慮したものといえる。

問題は今後、現場において実際に本法に盛り込まれた方策がとられたかどうかにかかってくる。

いずれにしても、本法が施行されたことにより、一方において学校の責任は認められ易くなったといえるが他方において学校が行うべきいじめ対策について法的な裏付けが与えられたという見方も出来る。

（参考）

平成14年6月3日 日本経済新聞（朝） 日本，米国，中国の高校生の意識調査（％）

| | 日本 | 米国 | 中国 |
|-------------------|----|----|----|
| 自分はだめな人間だと思うことがある | 73 | 48 | 37 |
| 計画どおりやりとげる自信がある | 38 | 86 | 74 |
| 誇りに思えることがない | 53 | 24 | 23 |

| | 日本 | 米国 | 中国 | 韓国 |
|---------------|----|----|----|----|
| 私は価値ある人間だと思う | 36 | 89 | 88 | 75 |
| 私は自分に満足している | 25 | 78 | 69 | 63 |
| 親は私が優秀だと思っている | 33 | 91 | 77 | 64 |

IV. 親の教育権と公教育（教育理念を考えるために）

皆さんなら，次の事例をどのように考えますか。

1. 「いじめ」とは「子どもがいじめられていると感じているものである」（推進法 § 2-1 項）から，うちの子どもがいじめられていると感じている以上，学校は賠償すべきである，と保護者から言われた。
2. 授業中眠っている生徒に注意をしたところ，保護者から「眠りたいという私の子供の人権はどうなるんですか」「ことに最近では“昼寝”をすると学習効果があがるという調査結果があるではないか」というクレームがあった。
3. 「こんなまずいものを食べさせておいて給食費をとるのかね」というクレームがあった。
4. A校のBは家庭的に恵まれず，入浴も十分に出来ないのて，身体から臭いを発することがある。同クラスの中の数人が「臭い，近寄るな。」などと言うので，担任が「そういう事をいうものではない。」と注意をしたところ，保護者から「私は子供に正直に生きろと言いつた聞かせている。臭いものを正直に臭いと言って何故悪いのか。」とクレームがついた。
5. 海での水泳訓練の際，心臓疾患のある生徒の動向が分り易くするため異なった色の帽子をかぶらせたところ，「それは差別でいけないのではないですか」と保護者からクレームがあった。

(付) 最近ハラスメントが大きな法律問題となっているので，パワーハラスメント（パワハラ）について基本的解説をしておく。

1. 言葉としては定着しているが法的な定義は存在せず，あいまいな使われ方もするが，一般的には組織の立場などの優位性を利用した職場のいじめ，嫌がらせなどを指す。
厚労省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議（平成24年3月15日）」によれば，職場のパワーハラスメントとは，同じ職場で働く者に対して，職場上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に，業務の適正な範囲を超えて精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいうとされる。

留意点

この内容のうち最大の問題点は「業務の適正な範囲（を超えて）」か否かの判断である。即ち上司は職務上の指導・注意をする権限（義務）があるので、それが適正に行使されたかどうか問題とされる。

2. 裁判により違法が争われる類型

パターン1

人格を否定するような暴言を伴った叱責

「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」

「お前は給料泥棒だ」

「存在が目障りだ」

パターン2

執拗な非難・退職勧奨

約4か月に30数回の面談をし、その長さも8時間を超えるものもあった退職勧奨（その中には能力がない、別の道があるだろう、寄生虫などと述べたり机をたたくなどした）（大阪地判平11.10.18）

パターン3

威圧的な行為

椅子を蹴飛ばしたり、書類を投げつけたりする、他の職員の目の前でファイルを何度も机に叩きつける。

パターン4

実現不可能又は明らかに無駄な仕事をやらせる

複数でもやっとだった仕事を一人でやらせる。

月曜でも十分間に合う仕事を土・日にやらせる。

パターン5

仕事を与えない・剥奪する

ささいなミスを理由に担任をはずす（根底に気が合わない、組合活動を嫌悪するなどの理由があるケースも多い）。

パターン6

私生活への介入・私事で利用する

夫婦は仲良くしなければダメだ（仕事に影響している場合は可能）

いやがるのに食事につき合わせる

3. パワハラが行われた時の対応

「どの参考書にも相談窓口を設けて公平・冷静に対応すべし」と書いてあるが、学校の場合は学内と（特に管理職が加害者とされるケースでは）教育委員会内に置くことが必須となろう。

